

# 経済産業分野のうち信用分野における 個人情報保護の取組について

平成23年4月13日  
経済産業省  
商務情報政策局  
取引信用課

1. 経済産業分野のうち  
信用分野における個人情報保護ガイドライン
2. 認定個人情報保護団体の取組
3. 事業者に対する指導・監督
4. 割賦販売法による対応

## ガイドライン

- 「経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン」(平成16年12月17日経済産業省告示第436号)

## 概要

- 経済産業省が所管する分野のうち信用分野(物品又は役務の取引に係る信用供与に関する分野)における個人情報保護のための格別の措置を講ずるもの(※)。  
(※)「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)において、「個人情報の性質や利用方法等から特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野については、各省庁において、個人情報を保護するための格別の措置を各分野(医療、金融・**信用**、情報通信等)ごとに講ずるものとする。」とされている。
- 「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」(平成16年厚生労働省・経済産業省告示第4号)を基礎とする。

## ガイドラインの規定

### <義務規定>

- 第三者提供・信用情報機関の利用を行う場合は書面で同意取得
- 個人情報に係る同意条項と契約条項の分離
- 保存期間の設定と期間終了後の消去
- 安全管理措置
  - ・組織的(基本方針の公表、責任者の設置、漏えい時の公表・報告等)
  - ・人的(守秘義務契約、職務規程への保護措置の盛り込み、教育・訓練等)
  - ・物理的(施錠・認証等の入退室管理、盗難防止対策等)
  - ・技術的(アクセス権限管理、アクセス記録の保持、データの暗号化等)
- 従業者の監督(モニタリング、指示・命令)
- 委託先の監督(選定基準の設定、委託契約による安全管理の確保)

## ガイドラインの規定

- <努力規定>
- 5,000件未満の小規模事業者のガイドライン遵守
  - 販促目的での利用を拒否する消費者に対する契約拒否の禁止
  - センシティブ情報(生体認証情報を含む)の取得等の禁止
  - 共同利用を行う場合は書面で同意取得
  - 個人信用情報機関における会員管理(入会審査、モニタリング、除名措置等)
  - 申込原票についても安全管理措置遵守

## ガイドラインの策定・見直しの状況

策定・改正日	主な内容
平成16年12月17日	○ 新規策定
平成18年10月16日	○ 個人信用情報機関に係る以下の規定等を追加 <ul style="list-style-type: none"><li>▪ 個人信用情報機関自らの安全管理措置</li><li>▪ 個人信用情報機関による会員管理</li></ul>
平成21年10月 9日	○ ガイドライン共通化への対応 ○ 経済産業分野ガイドライン改正に伴う技術的改正

## 2. 認定個人情報保護団体の取組

### 認定個人情報保護団体

- 社団法人日本クレジット協会（会長：堀部政男 一橋大学名誉教授）

### 団体概要

- 社団法人日本クレジット産業協会、社団法人全国信販協会及びクレジット個人情報保護推進協議会(※)の組織・機能を統合し、平成21年7月1日に設立。同日に認定個人情報保護団体として認定。  
(※)クレジット個人情報保護推進協議会は、平成17年5月30日に認定個人情報保護団体として認定。その後、日本クレジット協会の設立に伴い、平成21年6月末に解散。
- 認定個人情報保護団体の機能のほか、割賦販売法に基づく認定割賦販売協会の機能(平成21年12月1日認定)、及び業界団体としての機能を併せ持っている。
- 対象事業者数は、967社(平成23年1月1日現在)。

### 主な活動内容

- 「個人情報保護指針」の策定、改正等
  - － 平成21年7月1日に策定、平成21年11月26日及び平成23年4月1日に改正
- 対象会員の個人情報の取扱いに関する顧客等からの苦情等への対応
  - － 平成22年4月～12月実績 相談:199件、問い合わせ:166件、苦情:2件
- 個人情報の漏えい等の発生時の経済産業大臣への報告
  - － 平成22年4月～12月実績 776件

## 2. 認定個人情報保護団体の取組

### 主な活動内容

- 研修会・セミナーの開催（平成22年度）
  - － 会員の個人情報管理責任者等を対象として、個人情報保護法令及び個人情報保護指針に関する知識の習得のために、全国4地区にて研修を開催。

開催日	開催地区	修了者数	テーマ
平成22年11月18日(木)	大阪	98名	①改正割賦販売法と個人情報保護を巡る動向について ②個人情報保護に係る企業対応について ③認定個人情報保護団体の活動と個人情報保護対応について
平成22年12月2日(木)	札幌	21名	
平成22年12月10日(金)	東京	258名	
平成22年12月15日(水)	福岡	56名	
(合計)		433名	

- － 個人情報の取扱いに関する相談・苦情処理業務担当者を対象として、当該業務において必要となる知識の習得のために、全国3地区にて研修を開催。

開催日	開催地区	修了者数	テーマ
平成23年2月14日(月)	大阪	77名	①個人情報に関する開示等及び苦情・相談の体制整備に関するポイントの再確認について ②個人情報に関する相談・苦情への対応上の留意点について ③認定個人情報保護団体の活動と個人情報に関する相談・苦情への対応について
平成23年2月21日(月)	福岡	47名	
平成23年3月2日(水)	札幌	10名	
(合計)		134名	

### 3. 事業者に対する指導・監督

#### 研修・セミナー等での講演

- 前記認定個人情報保護団体主催の個人情報管理責任者等を対象とする研修にて、「改正割賦販売法と個人情報保護を巡る動向について」というテーマで全国4地区にて講演(平成22年度)。
- クレジット関係団体主催のセミナー等において、クレジットカード番号等を含む個人情報保護の重要性について講演(平成22年度)。

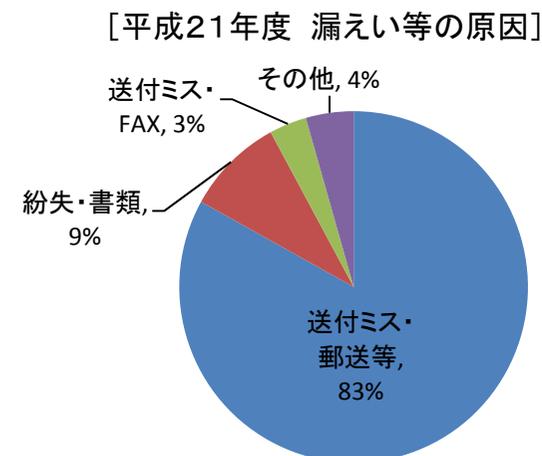
開催日	団体	参加会社数	参加人数	講演内容
平成22年10月22日(金)	一般社団法人 日本電機工業会	7社	14名	割賦販売法と個人情報保護の重要性
平成23年3月25日(金)	流通系クレジット会社協議会	19社	40名	クレジットカード番号等の保護の重要性

#### クレジット業者からの個人情報の漏えい等の報告対応

- クレジット業者からの当省への個人情報の漏えい等の報告は約1300件(平成21年度。事業者非公表事案を含む)。
- 事案ごとに原因究明、再発防止策の指導。

#### 割賦販売法による対応

- 後記のとおり。



## 4. 割賦販売法による対応

### (1) 指定信用情報機関関係

#### 過剰与信防止義務・指定信用情報機関制度の概要

- クレジット業者に対し、消費者との契約前に指定信用情報機関(※)を利用した事前の支払能力調査(支払可能見込額調査)を義務づけ、支払能力を超える与信を禁止するとともに、指定信用情報機関への情報登録を義務づけている。

(※)保護の必要性が特に高いクレジット情報が大量に集積することとなる指定信用情報機関については、経済産業大臣の厳しい監督のもとで一定数の統一的な情報管理を行うため、経済産業大臣が一定の要件を備える者を指定することができることとされている。現在、株式会社シー・アイ・シーが指定されている(平成22年7月20日指定)。

#### クレジット業者の義務

##### <同意取得義務>

- 加入クレジット業者に対し、指定信用情報機関への情報照会や情報登録に関する事前同意取得を義務づけ  
→ これに違反した者は改善命令の対象となり、その命令に違反した者は100万円以下の罰金

##### <目的外使用等の禁止>

- 加入クレジット業者の役職員やこれらの職にあった者に対し、特定信用情報の目的外使用を禁止  
→ これに違反した者や情を知って特定信用情報の提供を受けた者は、2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科

#### 指定信用情報機関の義務

##### <秘密保持義務>

- 指定信用情報機関の役職員又はこれらの職にあった者に対し、特定信用情報提供等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用することを禁止  
→ これに違反した者は、2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科

##### <加入クレジット業者に対する監督義務>

- 指定信用情報機関に対し、加入クレジット業者が指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を目的外使用しないよう監督することを義務づけ

## 4. 割賦販売法による対応

### (2) クレジットカード番号等の保護

#### 安全管理措置

- クレジットカード会社(イシューア及びアクワイアラ)に対し、クレジットカード番号等の安全管理措置を義務付け
  - －クレジットカード番号等単体であっても、個人情報保護法及び同法ガイドラインと同程度の保護措置を講じることを求めている。具体的には、組織的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、従業員の監督、再発防止策の実施等を行う必要がある。
  - －イシューアは上記に加え、不正使用検知モニタリング等の二次被害発生防止策を実施する必要がある。
- クレジットカード会社は、自社や加盟店、加盟店の委託先等に対し、クレジットカード番号等の適切な管理が図られるよう措置を講ずる必要がある。

措置の対象者		措置の基準
加盟店	事前措置	①加盟店において漏えい等の事故が発生した場合は当該事故の状況をクレジットカード会社に対して連絡すべき旨を通知すること等
加盟店の委託先		②加盟店において漏えい等の事故が発生したときはクレジットカード会社が当該加盟店に対し類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずることについて指導を行う旨を通知すること
加盟店	事後措置	①加盟店の委託先において漏えい等の事故が発生した場合は当該事故の状況を加盟店を通じクレジットカード会社に対して連絡すべき旨を通知すること等
加盟店の委託先		②加盟店の委託先において漏えい等の事故が発生したときはクレジットカード会社が加盟店を通じ当該委託先に対し類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずることについて指導を行う旨を通知すること
クレジットカード会社の委託先	クレジットカード番号等の取扱いの委託を受けたクレジットカード番号等の適切な管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うこと	

※委託先には、それぞれ二以上の段階にわたる数次の委託先を含む。

## 4. 割賦販売法による対応

### (2) クレジットカード番号等の保護

#### クレジットカード番号等を不正入手等した者に対する罰則

- 以下に該当する者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
  - ①クレジットカード会社、クレジットカード番号等保有業者又はこれらの従業員、退職者が不正な利益を図る目的で第三者へ提供・盗用した者
  - ②カード番号等を詐取した者、管理者の承諾を得ずに複製した者、不正アクセス行為により取得した者
  - ③正当な理由なく、クレジットカード番号等を売買した者、売買する目的で保管した者